

## 山村振興計画書

都道府県	市町村名	作成年度
山口県	美祢市	令和 5 年度
振興山村名	旧美祢市：東厚保村（東厚保町）、西厚保村（西厚保町） 旧美東町：大田町（長登・大田地区）、綾木村（綾木地区）、 赤郷村（赤・絵堂地区） 旧秋芳町：共和村（青景・嘉万地区）	
指定番号	昭和 47 年 旧美祢市：第 1113 号 昭和 48 年 旧美東町：第 1207 号 昭和 47 年 旧秋芳町：第 1116 号	

山口県美祢市

(令和 5 年 5 月 8 日作成)

〔別紙様式 2 - 1〕

## I 地域の概況

### 1 自然的条件

#### (1) 地理、地勢

本市は、山口県西部のほぼ中央に位置し、総面積 472.64 km<sup>2</sup>を有していますが、三方を海に囲まれた山口県にあって唯一海に面しておらず、四方を山で囲まれた自然豊かな内陸の地域特性のあるところです。

東は山口市、西は下関市、南は宇部市・山陽小野田市、北は長門市・萩市に接しています。市内には、日本最大級のカルスト台地「秋吉台」や日本屈指の鍾乳洞「秋芳洞」があり、この他にも優れた自然景観を有しています。

また、本市は厚狭川及び厚東川の上流に位置しており、総面積の7割以上が山林で占められ、傾斜地の多い典型的な中山間地域です。

#### (2) 気候

中山間地域であることから寒暖差はあるものの、令和元年の年間平均気温は 14.5℃で、年間降水量は 1,846.5mm となっており、自然災害が比較的少なく、年間を通じて四季折々の風景を感じながら快適な生活を送ることができる環境となっています。

## 2 社会的及び経済的条件

本市の社会的及び経済的条件は次のとおりです。

### (1) 人口の動向

#### 年齢階層別人口の動向

(単位：人、割合(％))

年	市全体						
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上	年齢不詳
H12	31,546	4,203 (13.3)	4,428 (14.0)	4,628 (14.7)	9,247 (29.3)	9,040 (28.7)	- (-)
H17	29,839	3,661 (12.3)	3,720 (12.5)	4,410 (14.8)	8,676 (29.1)	9,372 (31.4)	- (-)
H22	28,630	3,130 (10.9)	3,252 (11.4)	4,449 (15.5)	8,336 (29.1)	9,433 (32.9)	30 (0.1)
H27	26,159	2,502 (9.6)	2,860 (10.9)	3,925 (15.0)	6,964 (26.6)	9,887 (37.8)	21 (0.1)
R 2	23,247	1,963 (8.4)	2,322 (10.0)	3,002 (12.9)	5,978 (25.7)	9,898 (42.6)	84 (0.4)

年	振興山村						
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上	年齢不詳
H12	8,863	1,043 (11.8)	1,149 (13.0)	1,109 (12.5)	2,679 (30.2)	2,883 (32.5)	- (-)
H17	8,171	887 (10.9)	897 (11.0)	1,034 (12.7)	2,464 (30.2)	2,889 (35.4)	- (-)
H22	7,376	729 (9.9)	658 (8.9)	982 (13.3)	2,166 (29.4)	2,841 (38.5)	- (-)
H27	6,559	588 (9.0)	533 (8.1)	812 (12.4)	1,662 (25.3)	2,964 (45.2)	- (-)
R 2	5,820	442 (7.6)	457 (7.9)	586 (10.1)	1,433 (24.6)	2,889 (49.6)	13 (0.2)

出典：国勢調査

総数には年齢不詳も含まれるため、各年齢区分の合計と一致しない。

割合(％)は、総数に対する各年齢層人口の構成比

(2) 産業構造の動向

本市における産業別就業人口は、令和2年時点で、第一次産業11.2%、第二次産業26.7%、第三次産業61.3%となっています。県全体と比較して第一次産業の割合が高い（令和2年時点の県全体は4.1%）のが特徴であり、本市においては、雇用の確保の観点から第一次産業が重要な位置付けにあります。

本地域における産業別就業人口は、令和2年時点で第一次産業18.3%、第二次産業22.5%、第三次産業58.7%となっています。本市全体と比較して第一産業の割合が高いのが特徴です。

産業別就業人口の動向

(単位：人、割合(％))

年	市全体				振興山村			
	全体	一次産業	二次産業	三次産業	全体	一次産業	二次産業	三次産業
H12	16,469	2,637 (16.0)	4,971 (30.2)	8,847 (53.7)	4,957	1,129 (22.8)	1,256 (25.3)	2,567 (51.8)
H17	15,557	2,338 (15.0)	4,313 (27.7)	8,888 (57.1)	4,436	1,006 (22.7)	993 (22.4)	2,430 (54.8)
H22	13,984	1,859 (13.3)	3,903 (27.9)	8,156 (58.3)	3,718	766 (20.6)	830 (22.3)	2,112 (56.8)
H27	13,033	1,660 (12.7)	3,448 (26.5)	7,793 (59.8)	3,408	747 (21.9)	690 (20.2)	1,939 (56.9)
R 2	11,320	1,273 (11.2)	3,027 (26.7)	6,941 (61.3)	2,853	522 (18.3)	641 (22.5)	1,674 (58.7)

出典：国勢調査

全体には分類不能も含まれるため、各産業区分の合計と一致しない。

割合(％)は、全体に対する各産業別人口の構成比

産業別生産額の動向

(単位：百万円、割合(％))

年	市全体				県全体			
	全体	一次産業	二次産業	三次産業	全体	一次産業	二次産業	三次産業
H23	93,420	3,603 (3.9)	29,503 (31.8)	59,804 (64.4)	5,831,513	53,182 (0.9)	2,105,518 (36.3)	3,640,973 (62.8)
H25	111,462	2,453 (2.2)	53,205 (48.0)	55,267 (49.8)	5,967,832	42,449 (0.7)	2,308,847 (38.9)	3,587,770 (60.4)
H27	115,496	1,883 (1.6)	56,960 (49.5)	56,114 (48.8)	5,932,867	40,646 (0.7)	2,135,228 (36.2)	3,729,301 (63.2)
H29	117,881	2,071 (1.8)	57,632 (49.1)	57,751 (49.2)	6,495,278	41,917 (0.6)	2,651,216 (41.0)	3,778,616 (58.4)
R 1	112,708	1,589 (1.4)	53,710 (47.8)	57,046 (50.8)	6,350,497	30,070 (0.5)	2,553,140 (40.3)	3,746,811 (59.2)

出典：山口県市町民経済計算

全体は分類不能を含むため、産業別の合計とは一致しない。

割合(％)は、全体に対する各産業別生産額の構成比

(3) 土地利用の状況

本地域の面積の81.3%は林野が占めています。一方、耕地面積は5.9%であり、そのほとんどは小区画の水田となっています。

土地利用の状況

(単位：ha (％))

年	市全体					
	総土地 面積	耕地面積				林野面積
			田	畑	樹園地	
H17	47,271	2,947 (6.2)	2,632 (5.6)	133 (0.3)	182 (0.4)	35,761 (75.7)
H22	47,271	2,969 (6.3)	2,641 (5.6)	143 (0.3)	185 (0.4)	36,081 (76.3)
H27	47,264	2,799 (5.9)	2,531 (5.4)	124 (0.3)	143 (0.3)	36,108 (76.4)
R 2	47,264	2,586 (5.5)	2,283 (4.8)	199 (0.4)	104 (0.2)	36,047 (76.3)

年	振興山村					
	総土地 面積	耕地面積				林野面積
			田	畑	樹園地	
H17	21,286	1,394 (6.5)	1,208 (5.7)	76 (0.4)	111 (0.5)	17,101 (80.0)
H22	21,226	1,478 (7.0)	1,289 (6.1)	81 (0.4)	111 (0.5)	17,251 (81.3)
H27	21,220	1,444 (6.8)	1,285 (6.1)	73 (0.3)	87 (0.4)	17,257 (81.3)
R 2	21,220	1,242 (5.9)	1,119 (5.3)	60 (0.3)	65 (0.3)	17,257 (81.3)

出典：農林業センサス

総数はその他を含むため、利用種別の合計とは一致しない。

割合(%)は、総土地面積に対する各利用種別面積の構成比

#### (4) 財政の状況

本市の財政構造は、歳入面では約3割が市税をはじめとする自主財源、残り7割が地方交付税などの依存財源で成り立っています。財政基盤が脆弱であることから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度決算で95.0%と高い水準にあり硬直化が進んでいます。現状では、低迷する経済状況や過疎化による少子・高齢化の進行により、市税の伸びは期待できる状況になく、今後も国の地方財政対策の方向性に、市の財政運営が大きく左右される厳しい財政状況が続くものと予想されます。

歳出面では、公共施設の整備、住民福祉の充実、快適な住環境づくりの整備などの数多くの住民ニーズがあり、今後、到来する施設の老朽化による大量更新等も鑑みながら、限られた財源の中で公共施設整備計画や財政計画との調整を図っていく必要があります。また、地方債現在高は、令和元年度で156億円まで減少しましたが、消防庁舎などの大型公共事業を実施したために公債費負担比率は、13.9%と低くはない水準を維持しています。

#### 財政の状況（市全体）

（単位：千円）

区 分	H22 年度	H27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	19,237,788	17,146,639	15,857,512
一般財源	11,774,154	11,365,459	10,652,411
国庫支出金	2,373,254	1,563,701	1,578,225
都道府県支出金	1,339,995	1,159,424	1,196,099
地方債	2,063,200	1,385,500	975,900
うち過疎債	272,000	710,700	240,200
その他	1,687,185	1,672,555	1,454,877
歳 出 総 額 B	18,037,043	16,213,269	15,341,783
義務的経費	7,898,069	7,358,771	6,840,259
投資的経費	3,842,755	1,368,442	1,476,853
うち普通建設事業	2,001,959	1,186,111	1,302,598
その他	6,296,219	7,486,056	7,024,671
過疎対策事業費	280,262	979,849	627,987
歳入歳出差引額C（A－B）	1,200,745	933,370	515,729
翌年度へ繰り越すべき財源D	581,268	132,387	80,136
実質収支C－D	619,477	800,983	435,593
財政力指数	0.368	0.381	0.378
公債費負担比率（%）	15.3	15.2	13.9
実質公債費比率（%）	16.7	14.7	10.9
起債制限比率（%）	—	—	—
経常収支比率（%）	86.9	91.4	95.0
将来負担比率（%）	126.3	58.0	26.4
地方債現在高	18,128,302	18,341,948	15,641,398

出典：美祢市過疎地域持続的発展計画（令和3年12月）

## II 現状と課題

### 1 これまでの山村振興対策の評価と問題点

本地域である旧美祢市の東厚保村、西厚保村については、昭和 46 年度に振興山村の指定を受け、昭和 47 年度に第一期山村振興計画、昭和 54 年度に第二期山村振興計画、昭和 61 年度に第三期山村振興計画、平成 7 年度に新山村振興計画（第四期対策）、平成 17 年度に第五期山村振興計画を作成し、「希望の持てる魅力ある農業の確立と、緑豊かで快適な農村づくり」をめざし、交通網の整備、農林業の振興、生活環境の整備を中心に各種施策を推進してきました。

旧美東町の大田町、赤郷村、綾木村については、昭和 47 年度に振興山村の指定を受け、昭和 48 年度に第一期山村振興計画、昭和 55 年度に第二期山村振興計画、昭和 62 年度に第三期山村振興計画、平成 8 年度に新山村振興計画（第四期対策）を作成し、農林業生産基盤、道路網、観光施設、社会生活環境施設の整備等を重点施策として推進してきました。

旧秋芳町の共和村については、昭和 46 年度に振興山村の指定を受け、第一期山村振興計画を策定、昭和 52 年度に第二期山村振興計画、昭和 60 年度に第 3 期山村振興計画、平成 9 年度に新山村振興計画（第四期対策）を作成し、道路網の整備、農林業生産基盤の整備、社会生活環境の整備、観光開発を主要施策として各種事業を推進し、山村住民の農林業生産の拡大と所得及び住民福祉の向上を図ってきました。

そして、1 市 2 町の合併後の平成 21 年度に旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町の振興山村を包括した山村振興計画を策定し、この計画を基に道路交通体系の整備、農業生産基盤の整備、社会、生活環境の整備等、本地域の活性化が図られてきました。

しかしながら、雇用の場の減少や医療など生活を支えるサービス水準の維持が難しくなってきたことから、依然として人口減少は続いています。特に出生数の減少による自然減が増加してきており、また、急速な少子高齢化社会の進展による生産年齢人口の減少、農業や商業の担い手不足等地域社会の活力が弱まってきています。人口は、地域の活力にかかわるものであり、年齢構造の変化は、各地域の社会経済に大きな影響を及ぼし、産業、教育、防災等の地域社会の基礎的条件の維持、生活条件に支障を来し、集落によっては、その存在さえ懸念されるところも現出しています。

### 2 山村における最近の社会、経済情勢の変化

本市の人口は、昭和 35 年の国勢調査人口から減少を続けており、令和 2 年では、半数以下の 23,247 人となっています。特に、昭和 35 年から昭和 50 年の 15 年間では、炭鉱閉山、若年者人口の流出により、22,652 人の減、減少率約 38%となっています。

世代別では、令和 2 年において、0 歳～14 歳までの幼少年齢人口が昭和 35 年の約 10%に、15 歳～29 歳までの若年者人口が約 17%に激減している反面、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、全体人口が減少する中で 2.4 倍に増加しています。

人口構成比で見ると、15 歳～29 歳の若年人口は、昭和 35 年の 22.2%に対し、令和 2 年では 10.0%まで減少し、65 歳以上の高齢者人口は 6.9%から 42.6%に増加しています。

産業人口は、令和 2 年で 11,320 人と、昭和 35 年比で約 62%の減、平成 12 年比で約 31%の減となっています。

産業構造別では、昭和 35 年に 46.7%を占めていた第一次産業が令和 2 年では 11.2%と大きく減少し、それに代わり、第三次産業が 23.5%から 61.3%へと増大しています。第二次産業は、29.8%から 26.7%と微減となっています。このことは、第一次産業は担い手不足や就業者の高齢化等、第二次産業は景気の長期低迷による企業の進出意欲の低下、設備投資の鈍化、第三次産

業は消費の市外流出等の問題点を抱え、就業者数は伸び悩んでいることがうかがえます。

### 3 山村における森林、農用地等の保全上の問題点

本市では、中山間地域の地形を生かし、水稻を中心に麦・大豆や地域農産物（美東ごぼう、秋芳梨、厚保くりなど）や新たな製品の開発などに取り組んでいます。農家数は、令和2年で1,692戸と、平成22年と比較すると972戸減っています。本地域においても1,081戸から683戸に398戸減っています。特に若者の流出による担い手不足から農業者の高齢化の進行が著しく、新規就農者確保対策として就農までの研修や就農に向けた施設整備など、経営初期支援を行っているものの、後継者や雇用労力などの担い手不足が顕著となっています。さらに、兼業化が一段と進んでおり、農地利用率の低下や耕作放棄などの問題も生じています。

耕作地における農地等の整備は、可動堰・ため池改修・暗渠排水が完成し、基盤整備地区もほぼ完成していますが、今後も更に基盤整備に取り組むとともに、中山間地域等直接支払や多面的機能支払等の制度の積極的な活用により、農業への取組意欲の向上につなげ、認定農業者を中心とした担い手の育成と地域組織としての集落営農法人等の集落営農組織の育成・充実が必要です。

林業についても、過疎化や林業従事者の高齢化、担い手不足などの理由により適切に管理されていない森林が増加しており、水源のかん養や自然環境の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されます。

また、有害鳥獣による農作物への被害が増加しており、捕獲業務や侵入防止対策を実施していますが、増加し続ける有害鳥獣による被害を抑制するため、新たな対策などが求められています。

### 4 山村における新たな課題

人口減少、少子高齢化により、農林業の担い手不足だけでなく、集落機能の低下や農林業の生産活動を通じて発揮される自然環境や良好な景観の保全といった山村が有する機能が十分に発揮できなくなることが危惧されています。

このため、今後においても、移住定住の促進、基幹産業である農林業の経営の安定化や担い手の確保、地元企業への支援策や企業誘致による雇用の確保を図るとともに、安全・安心なまちを展望した地域医療の充実に努めるほか、観光産業の育成等による交流人口の拡大、人口減少の抑制対策に取り組むことが重要であると考えられます。

## III 振興の基本方針

### 1 本地域の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等

旧美祢市の東厚保村及び西厚保村は、市南西部に位置し、下関市及び山陽小野田市に接しています。地域を南北に国道316号線が縦断し、さらには、南部に中国縦貫自動車道が横断し、美祢西インターチェンジが整備されています。また、JR美祢線が地域を南北に縦断しています。

旧美東町の大田町、赤郷村、綾木村は、市東部に位置し、山口市、萩市及び長門市に接しています。地域を南北に国道490号線、東西に国道435号線が通り、さらには現在整備中である高規格道路小郡萩道路のうち、美祢東ジャンクションから絵堂インターチェンジまでの間は、平成23年5月に開通しています。

旧秋芳町の共和村は、市北部に位置し、長門市に接しています。地域を南北に県道36号線が縦断しています。

いずれの地域も道路網等の整備により、隣接市へのアクセスが良い反面、市の中心部から離れ

た周辺部に位置していることから、市街地との生活環境等の格差拡大が懸念されます。また、地域内には雇用の場が少ないことから、若年層を中心に人口の流出が続き、過疎化の進行と慢性的な後継者不足が深刻な問題となっています。

## 2 本地域の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全方針

人口減少に伴い就業人口の減少、消費市場の縮小が進む中で、多くの人が訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、魅力的な仕事・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働ける環境づくりに向けて諸施策を展開し、基盤強化を図っていく必要があることから、道路や生活環境の整備を一層推進するとともに、農地開発による生産振興と新規就農者の受入れ、中核的農家の育成や低コスト生産のための集落営農組織の育成等による農業振興をはじめ、ICTを活用した新しい産業の創出や起業の促進、優良企業の誘致など定住につながる働く場の拡充に努めていかなければなりません。また、地域資源を活用した六次産業化など、新たな価値を創造する産業や地域内でサービスを提供する供給者の育成に努め、市内での観光消費額拡大と地域経済循環を促進していく必要があります。

農林業については、本市の基礎をなす産業であり、生活空間の重要な構成要素として、多くの市民が関わりを持っている産業といえます。しかしながら、高齢化の進展や若者の流出に伴い、後継者不足が大きな問題となっており、今後の産業活性化には、第一次産業及びこれに関連する地場産業の振興を計画的、総合的に進めていくことが必要となります。また、他の産地との競争に対抗するために、ジオパークを活かしたブランドイメージを定着させるよう統一感のある景観、環境、雰囲気等を地域のみんなで作り上げていくことが必要となっています。

また、森林、農用地等の保全については、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等の役割が発揮されるよう森林及び農用地の適正な管理に努め、特に森林保全については、森林環境譲与税等を活用しながら適切な整備を進めるとともに、間伐材、木質バイオマスエネルギーや特用林産物の利活用を森林所有者・地域住民との連携の下に展開していきます。

## 3 山村振興の目標を達成するための主な方法

本市の人口は、国の予測を上回る勢いで減少しており、年間に生まれてくる子どもの数が100人を下回る状況（令和2年は市全体は84人、本地域は19人）の中、将来にわたる「持続可能なまちづくり」に取り組んでいく必要があります。

誇れる郷土の建設に向け、ひとが輝き、互いに尊敬し認め合いながら「オールみね」の一体感を生み出すことで、全世代・多様なひとや関係団体など協働で取り組むまちづくりを推し進め、本市のまちの目指すべき将来像『若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」』を創造していくため、まちづくり全体の目標として5つの基本目標を設定し、推進していきます。

- (1) 『「魅力の創出・交流」の拡大』
- (2) 『強みを活かした「産業の振興」』
- (3) 『市の宝となる「ひとの育成」』
- (4) 『安全・安心な「まちづくり」』
- (5) 『「行財政運営」の強化』

基本目標を達成するため本地域での重点振興施策は、次とおりとします。

- (1) 「魅力の創出・交流」の拡大

- ・観光の振興
- ・国際観光の推進
- ・資源を活用した交流の推進と関係化
- ・ジオパーク活動の推進
- ・芸術・文化の振興
- (2) 強みを活かした「産業の振興」
  - ・農業等の振興
  - ・森林の保全・活用と林業の振興
  - ・商工業の振興
  - ・新たな雇用の創出と環境整備
  - ・地場産業の育成と観光産業の振興
  - ・ブランド製品の競争力強化と六次産業の振興
- (3) 市の宝となる「ひとの育成」
  - ・学校教育・人材育成の充実
  - ・生涯学習・生涯スポーツの推進
- (4) 安全・安心な「まちづくり」
  - ・地域福祉の充実
  - ・高齢者福祉の充実
  - ・障害者福祉の充実
  - ・保健・医療サービスの充実
  - ・住環境の整備と定住促進
  - ・消防・防災の推進
  - ・環境衛生の推進
  - ・体系的な道路網の整備
  - ・上・下水道の整備
  - ・公共交通の充実
- (5) 「行財政運営」の強化
  - ・市民活動・コミュニティ活動の支援

#### IV 振興施策

##### (1) 交通施策

- ・未整備区間の改良等により、安全で快適な道路網を進めるとともに、法定点検や長寿命化計画により道路上の重要構造物（橋梁、トンネル、標識等）に必要な予防保全的管理（更新・修繕）を確実に実施します。
- ・各関係事業者や関係団体、地域等の協働により、よりきめ細やかに地域公共交通網の構築を進める必要があります。特に高齢者について、地域のニーズを把握し、不便のない快適な交通網の整備・充実を図るとともに、地域自らが主体的に交通弱者対策に取り組めるよう、地域運営組織の設立や運営を支援します。

##### (2) 情報通信施策

- ・情報通信技術（ICT）を有効に活用し、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備を進めます。また、生活に身近な分野でのIoT、AIの活用を推進し、テレワークの推進や流通、

経済活動の活性化、ビッグデータ処理技術の導入を進めます。

### (3) 産業基盤施策

- ・観光客が、「訪れやすい」「回遊しやすい」環境整備と秋吉台地域を中心とした老朽化施設の計画的な整備や景観の保全を推進するとともに、外国人観光客に対応した環境整備を推進します。
- ・農業への取組意欲の向上につなげる必要性から、農地や施設の老朽化による破損等に対応し土地改良事業を実施するとともに、圃場整備やため池改修等のニーズと必要性に応じ事業を実施し、農業等生産基盤整備を推進します。
- ・地域の過疎化や農林業従事者の高齢化、担い手不足などにより、山林などの自然環境の荒廃が進んできていることから、林業施業の効率的な実施方法をカルスト森林組合と連携し、取組を推進します。また、森林作業路の計画的な整備を進め、林業生産の向上を図ります。
- ・県、商工会及び関係団体との連携を強化し、市内商工業者の経営の安定化を支援するとともに、小売業、サービス業等の事業承継や経営基盤の強化、さらには起業を支援します。
- ・魅力ある地場産商品の充実化を行い、生産量の増加、収入増に向けた支援を行います。特に観光産業では「食」の重要性は高く、開発・販売・提供が一体的に行えるよう、生産者と関係者などの多様な連携を図り、地域と観光が一体となった食の開発に取り組みます。

### (4) 経営近代化施策

- ・魅力ある企業活動の創出に向け、ビジネスマッチングやICTの導入による新産業や付加価値の高い産業の創出を進めていきます。

### (5) 地域資源の活用に係る施策

- ・時代に即した事業用地の確保と利用促進を図っていく必要があることから、空き地や空き工場への企業進出について、ICT等を活用した新たな働き方に即した事業スペースの利用等、更に積極的な働きかけを行い、新たな雇用の場の創出を行います。
- ・六次産業化の振興を図るため、地場産品と観光資源を活用した地域ブランドの開発を推進し、地域の活性化へつなげます。また、本市の六次産業事業者への支援を実施するとともに地域の多様な分野のものが関わり、連携する中で、人が活躍する六次産業化の推進や農産物加工品等のPR、マーケティング活動により、ブランド力の強化を図る六次産業化に取り組みます。

### (6) 文教施策

- ・市民の主体的活動を軸に、「Mine秋吉台ジオパーク」の保全と活用を図ります。山口大学をはじめとする高等学術機関との連携や他国のユネスコ世界ジオパークとのネットワークの構築を進め、市民活動とともに、ユネスコ世界ジオパークへの認定に向けた取組を進めます。
- ・市民の自主的な芸術・文化活動の支援と活動成果を発表できる場の確保に努めるとともに、芸術・文化活動の情報発信を充実させ、幅広い年齢層の参加を促進します。また、文化活動拠点施設として公民館の機能整備を進めます。
- ・小・中学校が地域や公民館と連携して「目指す子ども像」を共有するとともに、ジオパーク学習などの本市の特色ある取組をカリキュラムの中に位置付けることによって、社会総がかりでの人材育成を目指します。また、学校現場におけるICT環境の整備、語学力や異文化への理解・コミュニケーション力を備えたグローバル人材育成に向けた取組や、情報教育を推進します。

- ・生涯学習・生涯スポーツのメニューの充実を図り、多様化する市民のニーズに応じた事業を推進します。また、市内図書館の一体的な整備と利用環境の充実を図り、市民の学習機会と多様な文化に触れる図書館機能の充実を図ります。

#### (7) 社会、生活環境施策

- ・産前から出産、産後以降の育児まで安心して子育てができるよう、地域や事業者等との連携のもと一貫したつながりのある子育て支援環境の充実に取り組むとともに、少子化、人口減少を加味した保育施設の統廃合を検討し、保育サービスの利用における、適正な量の確保と施設や公的サービスに依存しない柔軟な体制整備を目指します。
- ・障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるための啓発、広報に努めるほか、災害時など様々な状況を想定した仕組みや体制の整備・構築に取り組むとともに、障害者・児の日常生活及び社会生活の総合的な支援にむけて、障害（児）福祉サービス、地域生活支援事業の体制整備を推進したり、医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、関係機関が連携を図るための協議の場を設け、支援方法や体制整備の検討を行ったりします。また、一人ひとりに合った就労の場が提供できるよう関係機関と連携し、障害特性に応じた幅広い就労・雇用への支援を充実させたり、障害のある人の自立や社会参加を促進するため、外出の支援、活動や交流の場の充実を図ります。
- ・がん検診や特定健診、職場健診等の受診率を高めるとともに、特定保健指導や要精検者の対応へのアプローチを進め、病気の早期発見、早期治療を促すほか、ライフステージに応じた日頃の健康づくり、食生活改善・運動・禁煙などを推進し、いつまでも元気で生活するための習慣づけに取り組めます。また、子育て施策と連携しながら、安心して産み育てられるよう、健診の受診や保護者に向けた情報発信や指導を通じた母子保健を充実させます。
- ・消防と医療機関の連携を図り、迅速で適切な救急体制を構築するとともに、市民への応急手当の普及や救急安心センター事業等の推進により、救急医療を充実させます。また、関係機関との連携を図り、広域的な救急医療体制の運用を進めます。
- ・市民の快適な暮らしの環境を整備するため、市営住宅の適切な整備等、空き家の除却・活用、旧耐震基準の住宅の耐震化などを促進し、住環境の整備を図るとともに、きめ細やかな支援による定住促進を図ります。
- ・消防自動車などの整備や防火水槽、消火栓など消防水利を充足させます。
- ・住民と協働による清掃活動・美化活動を推進します。衛生施設の適正な維持管理等に努めるとともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。また、市内企業と締結した環境保全協定に基づき公害の未然防止及び生活環境の保全に取り組めます。
- ・上・下水道ともに、施設の統合などを進める一方で、多くの施設や管路が更新の時期を迎えていることから、経年化した管路の更新と耐震化などを計画的に進めていきます。なお、水道事業においては硬度低減化を兼ねた水道統合整備を推進し、施設更新時には、施設及び管路の統廃合と効率的な水運用を、現状の給水人口分布や使用水量に沿ったものにするように配水計画を見直します。また、下水道事業においては、公共下水道事業及び農業集落排水事業の料金の統合、更新時の効率的な施設統合、経営の統合を行います。全体の経済性を鑑み、合併処理浄化槽も含めて地域の状況に応じた手法で汚水処理を進めます。

#### (8) 高齢者福祉施策

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで

きるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進させるほか、高齢者の生きがいと社会参加を促進するために老人クラブなどの主体的な活動の支援、高齢者の要支援・要介護状態又は重度化を予防するために地域での主体的な介護予防活動の支援、質の高い介護サービスの提供体制の整備、介護保険サービスに加えて多様なニーズに対応した各種高齢者福祉サービスの提供等を実施します。

(9) 集落整備施策

- ・ 公民館単位等による市民主役の持続可能なまちづくりを推進し、地域の活動を支え、身近な地域活動の拠点となるべく、公民館等のあり方を検討します。また、地域住民組織等がまちづくりの課題解決に主体的に取り組んでいけるよう、地域の担い手の育成や地域運営組織の形成、環境づくり等の支援を行うとともに、地域のニーズに応じ、地域の課題解決に合致した人材の配置を進めることで、地域の活力を促進します。

(10) 国土保全施策

- ・ 県と連携し適正な森林の維持を行い、山地を原因とした自然災害から市民の生命・財産を守るとともに、水資源や緑に囲まれた豊かな生活を実現するため治山・治水事業を推進します。

(11) 交流施策

- ・ ツーリズムや都市と農村の交流を進め、地域の担い手と団体育成を図り、教育・研修旅行等をはじめとした観光と地域の振興につなげます。さらに、都市部で地域に関わりを持とうとする「関係人口」に着目し、全国の若者等と地域間交流などの関係化を図り、人材活用によるまちづくりを推進します。

(12) 森林、農用地等の保全施策

- ・ 農地の活用、農業の姿を見据え、有効的な活用を促し、作物の振興や利用権設定など、意欲ある農業者を支援し、耕作放棄地の拡大を抑制します。
- ・ 「新たな森林経営管理制度」を活用し、森林所有者とともに経営や管理計画を定め、林業振興を図ります。また、「森林環境譲与税」事業等を活用しながら、森林施業の実施やバイオマスなど新たな有効利用を検討し、健全な森林資源の保全と活用につなげます。

(13) 担い手施策

- ・ 新規就業者等担い手確保の受け皿となる集落営農法人の相互連携を進め、地域の核となる経営体の経営強化を図ります。また、新規就農しやすい体制や担い手確保に向けた就業対策など環境整備を行います。
- ・ 各種雇用相談や県内外のジョブフェアへの出展の拡大、就職面接会及びキャリアガイダンスの継続と充実を図り、就労機会を確保します。また、高年齢者の就業機会の確保に取り組みます。

(14) 鳥獣被害防止施策

- ・ 農作物等や市民への被害防止に向けて、自然環境保全の取組と活用の検討も行いながら、駆除対策組織と連携し、有害鳥獣対策を強化します。

V 産業振興施策促進事項の記載について

産業振興施策事項の記載	記入欄（該当する欄に○を記入）
記載あり（別紙参照）	
記載なし	○

VI 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本計画の施策については、美祢市総合計画、その他関係法令の規定による地域振興に関する計画との整合性を図り、着実に推進していきます。